

## 北区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

|                  |       |
|------------------|-------|
| 平成 30 年 3 月 20 日 | 北区長決定 |
| 平成 31 年 4 月 1 日  | 一部改正  |
| 令和 2 年 3 月 31 日  | 一部改正  |
| 令和 3 年 4 月 1 日   | 一部改正  |
| 令和 4 年 4 月 1 日   | 一部改正  |
| 令和 5 年 4 月 1 日   | 一部改正  |

### (目的)

第 1 条 この交付要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成 30 年 3 月 8 日市長決定。以下、「要綱」という。）第 13 条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象)

第 2 条 要綱別表 2 に定める事業については、別表の基準により助成するものとする。

### (その他)

第 3 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 北区ふれあいのまちづくり助成実施要領（平成 17 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

### 附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

| 項 | 助成対象活動                   | 助成対象条件  | 助成内容   |
|---|--------------------------|---|--|
| 1 | 地域による児童の健全育成事業           | 児童の安全・安心、健全育成に繋がる事業のうち、学校や地域の各種団体が連携した事業であること。  | 1 協議会につき年1事業<br>限り<br>50,000円以内                                |
| 2 | 地域間交流事業                  | 地域の特性を活かし、異なる地域・協議会間の交流や情報交換などの事業のうち、地域の活性化や人材育成に繋がる事業であること。  | 1 協議会につき年1事業<br>限り<br>30,000円以内                                |
| 3 | 地域の課題改善事業                | 地域で抱える様々な課題を解決するための事業であること(地域の夏祭りなどの定例的事業や他の助成制度で当該年度に実現できる見込みの事業は対象外)。                             | 1 協議会につき年1事業<br>限り<br>30,000円以内                                |
| 4 | 地域福祉促進事業                 | 助成内容①<br>上記の基準によらない事業で、地域コミュニティの形成・向上に資する事業。<br>助成内容②<br>上記①に加え、特に区長が必要と認める事業。                      | ① 1 協議会につき年1<br>事業限り30,000円以<br>内<br>② 1 協議会につき<br>年100,000円以内 |
| 5 | DX(デジタルトランスフォーメーション)推進事業 | 地域福祉センターのWi-Fi環境を活かして行われる事業であること。   | 1 協議会につき年50,000<br>円以内   |
| 6 | サテライト実施                  | 合理的な理由に基づき、協議会が自治会館など地域福祉センター以外の場所で開催する公益活動(支出が発生しない活動や特定の個人のみが参加する活動を除く)。なお、要綱別表第1の対象活動との併給は不可とする。 | 1 協議会につき年 60,000<br>円以内  |

※要綱別表1との併給は不可